

要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦下刑部町12番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市交通局 京都市公営企業管理者 交通局長 西村 隆 電話 075 - 863 - 5031					
主たる業種	鉄道業(地下鉄事業)及び道路旅客運送業(一般乗合旅客自動車運送業)				細分類番号	4   2   1   3	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	環境に優しい公共交通機関である市バス・地下鉄の利用を促進し、自動車交通(マイカー)中心社会からの転換を図るとともに、ハイブリットバス及びアイドリングストップバス等環境に優しい車両の導入や、バスの走行環境改善、職員への啓発、設備機械等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなどハード・ソフトの両面からの対策を講じ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部」における各部会の構成員(各部門に1人)を中心に、実施状況及び進捗状況を管理する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	87,403.9 トン	88,448.9 トン			1.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	87,853.1 トン	87,021.7 トン			-1.0 パーセント	
	実績に対する自己評価 低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、機器の適正な運転により、温室効果ガス排出に努めた。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	交通事業	事業活動に伴う排出の量 (排出量/1日平均旅客数)	132.43	126.39			-4.56 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価 ・マイカーから公共交通への転換が図られることにより、総合的な温室効果ガス排出量の削減に繋がった。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		105.0 パーセント	105.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、空調等の機器の適正な運転、公共交通利用促進に努めた。					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	①マイカー通勤を原則禁止するとともに、毎月16日をノーマイカーデーとして公用車の使用を控える②平成26年度から本庁舎に駐輪場を設置し、自転車を通勤手段として利用できるようにした					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	既に多くの職員へ浸透しており、一定の効果があると考えられる。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・交通局では、マイカーから公共交通への利用転換を促すため、環境定期券制度の導入で土・日のマイカー抑制に努めていることをはじめ、市バス「e c o サマー」や市バス・地下鉄乗継割引等、様々な料金施策を実施している。 ・PTPS(北大路BT~九条車庫前、北大路BT~京都市役所前)の活用や、京都府警及び関係機関と連携し違法駐車への啓発等のバスの走行環境改善に向けた様々な取組を行っている。						
特記事項	・1人1kmあたりの輸送に排出する二酸化炭素の排出量は、バスが48、鉄道が18、自家用乗用車が165となっており、バスは自動車に比べて約3分の1、鉄道は約9分の1となっている。(国土交通省資料より) ・超過削減量として、第1年度(1427.2トン)を差し引いている。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。